横手市公告第11号

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令　和 7 年 3 月 24 日

横手市長　髙　橋　　大

記

1　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地　目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備　　考
集27	横手市増田町狙半内字沢川向56	23-81	畑	(0.13) 0.16	15年	
集28	横手市増田町狙半内字沢川向47	23-85	原野	(0.35) 0.43	15年	
	横手市増田町狙半内字沢川向48		畑			
	横手市増田町狙半内字沢川向49		畑			
	横手市増田町狙半内字沢川向57		畑			

※表中面積欄：上段（　　）は実測面積、下段は林地台帳面積

2　縦覧場所　　横手市農林部農林整備課、横手市のホームページ
(https://www.city.yokote.lg.jp)

3　本公告により、横手市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上